

令和4年12月19日(月)

学校人事課給与係

担当 立見、金子

内線 4600

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

1. 改正の概要

定年引上げ及び令和4年人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

- ① 定年引上げにより、60歳（労務職員は63歳）に達した日後の最初の4月1日以後7割水準となる諸手当に係る規定を整備する。
- ② 定年前再任用短時間勤務学校職員に係る調整基本額表及び管理職員特別勤務手当額を規定する。
- ③ 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、令和4年12月期以降の勤勉手当の成績率を改正する。
- ④ 給料の半額を減ずる際の病気休暇の期間の算定にあたって、人工透析、ガン等の定期通院に係る病気休暇の期間を通算しないこととするための文言整理を行う。

(2) 昭和55年改正規則の一部改正

交通用具使用者に係る通勤手当額を引き下げる。

(3) 平成18年改正規則の一部改正

経過措置として規定した令和4年12月期以降の勤勉手当の成績率の上限を引き上げる。

3. 施行期日

- ・ 2の(1)③及び④、(3)：公布日
- ・ 2の(1)①及び②、(2)：令和5年4月1日